

市民総合（特定）健康診査に係るマイクロバス運行借上契約仕様書

1 道路運送法に定める一般貸切旅客自動車運送事業の許可をもって業務を行うこととする。

2 日程・日数・時間（詳細は別紙バス配車表参照）

【Aコース】91日（平日）13時00分～16時00分までの3時間

ア 迎えの時間 13時30分…指定するマイクロバス乗り場出発

イ 送りの時間 14時30分・15時00分…市民保健センターから京阪守口市駅前まで
15時30分…市民保健センターから迎えの場所まで

【Bコース】7日（土日）

<土曜日>（12時30分～15時30分までの3時間）

ア 迎えの時間 13時00分…指定するマイクロバス乗り場出発

イ 送りの時間 14時00分・14時30分…市民保健センターから京阪守口市駅前まで
15時00分…市民保健センターから迎えの場所まで

<日曜日>（9時30分～12時30分までの3時間）

ア 迎えの時間 10時00分…指定するマイクロバス乗り場出発

イ 送りの時間 11時00分・11時30分…市民保健センターから京阪守口市駅前まで
12時00分…市民保健センターから迎えの場所まで

3 マイクロバス運行に関する事項

ア 運行するバスは、定員乗客25名程度の小型バス（マイクロバス）とする。

イ バスの前後部及び左右両側に「守口市市民保健センター」と明示する。

ウ 定員を超過する乗客が待機していた場合、再度送迎することとする。

エ 迎えの場所には出発の30分前に到着し、守口市が指定する場所に貸与する看板（木製 縦約120cm×横約40cm）を設置し、出発時には看板を持ち帰ることとする。

オ 契約期間中、受注者は、毎回配車完了の報告を健康推進課へ行うものとする。

カ 業務にあたり、警察等関係機関との調整が必要な場合は、受注者が運行開始前に行うこととする。

キ 保健センターから送迎場所までの運行ルートは、受注者が下見をする等して事前に調べておくこととする。

ク 毎月請求書と合わせて、乗車人数報告書を提出することとする。

ケ 業務にあたり、必要な保険等の加入については、受注者において遺漏なく行うようにすることとする。

コ 新型コロナウイルス等の感染状況によっては、守口市の判断により、定員乗客数を縮小し、目的地と保健センターを複数回往復することがある。その際の定員乗客数については、守口市が指示するものとする。

サ 新型コロナウイルス等の感染状況によっては、守口市の判断により、バスの運行を取り止めることもあり、取り止めたことにより生じた損害については、受注者の負担とする。